

計量管理規定

新旧対照表

平成 2 9 年 1 0 月

株式会社 東芝  
研究炉管理センター

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 編 総 則..... 1</p> <p>第 2 編 原子炉に燃料として使用される核燃料物質に関する計量管理..... 5</p> <p>第 1 章 組織及び職務..... 5</p> <p>第 2 章 核燃料物質計量管理区域..... 5</p> <p>第 3 章 主要測定点..... 5</p> <p>第 4 章 計量管理の原則..... 6</p> <p>第 5 章 計量管理手続..... 7</p> <p>第 6 章 実在庫量の確認..... 9</p> <p>第 7 章 測定の方法及び測定機器の管理..... 10</p> <p>第 8 章 供給当事国別の管理の方法..... 10</p> <p>第 9 章 記録..... 12</p> <p>第 10 章 報告..... 13</p> <p>第 11 章 国際約束の遵守等に係る事項..... 13</p> <p>第 3 編 使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理 ..... 32</p> <p>第 1 章 組織及び職務..... 32</p> <p>第 2 章 核燃料物質計量管理区域..... 32</p> <p>第 3 章 主要測定点..... 32</p> <p>第 4 章 計量管理の原則..... 33</p> <p>第 5 章 計量管理手続..... 34</p> <p>第 6 章 実在庫量の確認..... 36</p> <p>第 7 章 測定の方法及び測定機器の管理..... 36</p> <p>第 8 章 供給当事国別の管理の方法..... 36</p> <p>第 9 章 記録..... 37</p> <p>第 10 章 報告..... 37</p> <p>第 11 章 国際約束の遵守等に係る事項..... 38</p> <p>附 則..... 38</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 編 総 則..... 1</p> <p>第 2 編 原子炉に燃料として使用される核燃料物質に関する計量管理..... 5</p> <p>第 1 章 組織及び職務..... 5</p> <p>第 2 章 核燃料物質計量管理区域..... 5</p> <p>第 3 章 主要測定点..... 5</p> <p>第 4 章 計量管理の原則..... 6</p> <p>第 5 章 計量管理手続..... 7</p> <p>第 6 章 実在庫量の確認..... 9</p> <p>第 7 章 測定の方法及び測定機器の管理..... 10</p> <p>第 8 章 供給当事国別の管理の方法..... 10</p> <p>第 9 章 記録..... 12</p> <p>第 10 章 報告..... 13</p> <p>第 11 章 国際約束の遵守等に係る事項..... 13</p> <p>(第 3 編全て削除)</p> <p>附 則..... 15</p>	<p>・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更</p>

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 編 総 則</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 本規定は国際規制物資のうちの核燃料物質の計量管理について、法律第 61 条の 3 第 1 項に規定する原子炉の設置又は運転の用に供する場合に第 1 編及び第 2 編を、法律第 52 条第 1 項の許可を受けた使用の目的に使用する場合に第 1 編及び第 3 編を、それぞれ適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 3 編 使用の許可を受けた核燃料物質に関する計量管理</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 章 組織及び職務</u></p> <p>(計量管理に関する組織及び職務)</p> <p>第 52 条 核燃料物質の計量管理に関する業務を適切に行うために、本研研究炉管理センターに計量管理責任者をおくものとする。</p> <p>2 本研究炉管理センターにおける計量管理は、計量管理責任者の責任のもとに行うものとする。</p> <p>3 本研究炉管理センターにおける計量管理責任者は、研究炉担当部長とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 章 核燃料物質計量管理区域</u></p> <p>(計量管理区域の設定及びその符号)</p> <p>第 53 条 本研究炉管理センターに、核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）を設定する。</p> <p>2 設定するMBAは、本研究炉管理センター全体を区域として、その符号は_____とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 総 則</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 本規定は国際規制物資のうちの核燃料物質の計量管理について、法律第 61 条の 3 第 1 項に規定する原子炉の設置又は運転の用に供する場合に適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">(第 3 編全て削除)</p>	<p>・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更</p> <p>・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更</p>

現 行	改 定 案	備 考								
<p style="text-align: center;"><u>第3章 主要測定点</u></p> <p>(主要測定点の設定及びその符号)</p> <p><u>第54条 本研究炉管理センターに、MBA内における箇所であつて、当該MBAに係る核燃料物質の計量管理を適切に行うための主要測定点（以下「KMP」という。）を設定する。</u></p> <p><u>2 本研究炉管理センターにおけるKMP及びその符号は次表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="344 569 1012 800"> <thead> <tr> <th>KMPの説明</th> <th>KMPの符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入れ又は再生又は事故増加</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>払出し又は廃棄又は事故損失</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>在 庫</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 事故増加はKMP1、事故損失はKMP2で取扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 計量管理の原則</u></p> <p>(計量管理の原則)</p> <p><u>第55条 本研究炉管理センターにおける計量管理は、MBAを単位として行い、帳簿による管理及び各KMPごとに行う員数勘定、測定等による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告等により行うものとする。</u></p> <p>(取扱単位)</p> <p><u>第56条 計量管理を実施するための核燃料物質の取扱単位は、原則として各KMPにおいてバッチごとに取り扱い、各バッチに区分された核燃料物質は、元素重量及び特定核分裂性物質を併せて計量管理し、その重量単位はグラムとする。</u></p> <p>(バッチの区分方法及びその符号等)</p> <p><u>第57条 核燃料物質をバッチに区分する方法の原則は、以下の各号に従うものとする。</u></p> <p>(1) 核燃料物質を受入れる場合は、当該核燃料物質についての払出し者側のバッチの符号を使用するものとする。</p> <p>(2) バッチは、英文字、数字及びその他の定められた記号の組合せで区分し、その字数は8桁以内とする。</p> <p>(3) 異なったバッチに同一のバッチ符号を繰り返し使用しないものとする。</p> <p><u>2 前項におけるバッチの区分及び構成は別表第三の一に定めるとおりとし、バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的性状等の状態を表す略号は別表第三の二に示す四種類のコードによってこれを表すものとする。</u></p>	KMPの説明	KMPの符号	受入れ又は再生又は事故増加	1	払出し又は廃棄又は事故損失	2	在 庫	A	<p>(第3編全て削除)</p>	<p>・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更</p>
KMPの説明	KMPの符号									
受入れ又は再生又は事故増加	1									
払出し又は廃棄又は事故損失	2									
在 庫	A									

株式会社東芝 研究炉管理センター 新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p><u>(供給当事国別管理)</u>                      第 58 条 本研究炉管理センターにおける核燃料物質の計量管理は、第 5 章から第 6 章に定める核燃料物質の在庫変動又は実在庫の確認を実施した場合には、バッチごとに当該核燃料物質の種類ごとの供給当事国別管理区分を把握して、供給当事国別管理を行うものとする。                      2 その区分は、次の各号のとおりとする。                      (1) 移転に係る供給当事国                      (2) 生産に係る供給当事国                      (3) 使用に係る供給当事国                      (4) 使用設備等供給当事国                      (5) 日米協定の新旧の区分</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計量管理手続</p> <p><u>(受入れ手続)</u>                      第 59 条 核燃料物質をMBAへ受け入れる場合は、計量管理責任者の責任で行うものとする。                      2 計量管理責任者は、核燃料物質の受け入れに際し、原則としてこれに立会い、払出し者が発行した核燃料物質移動通知書に基づき、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号、供給当事国等の確認を行うものとする。                      3 前項の場合で、海外から核燃料物質の受け入れる場合については、海外施設からの核燃料物質の移転に係わる書類をもって、核燃料物質移動通知書に替えることができるものとする。                      4 計量管理責任者は、核燃料物質を受け入れた場合には、第 9 章に定めるところにより必要な記録及び第 10 章に示す報告を行うものとする。</p> <p><u>(払出し手続)</u>                      第 60 条 核燃料物質をMBAから払い出す場合は、計量管理責任者の責任で行うものとする。                      2 計量管理責任者は、核燃料物質を払い出す場合は、原則としてこれに立会い、当該核燃料物質の払出し先、種類及び数量、バッチ符号、供給当事国等について記載した核燃料物質移動通知書を作成し、払出し先に通知するものとする。                      3 計量管理責任者は、海外への核燃料物質の払出しについては、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に替えることができるものとする。                      4 核燃料物質移動通知書の様式は別添第三の一のとおりとする。                      5 計量管理責任者は、核燃料物質を払出した場合には、第 9 章に定めるところにより必要な記録及び第 10 章に示す報告を行うものとする。</p> <p><u>(廃棄の手続)</u>                      第 61 条 計量管理責任者は、核燃料物質を廃棄する場合、原則としてこれに立会い「測定済廃棄」又は「保管破棄」に区分し、計量管理責任者の責任でこれを行うものとする。</p>	<p>(第 3 編全て削除)</p>	<p>・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更</p>

株式会社東芝 研究炉管理センター 新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>2 計量管理責任者は、操業上の損失であって、原子力利用にはもはや適しないような方法で廃棄される、測定又は測定に基づき推定された数量の核燃料物質を「測定済廃棄」として廃棄し、並びに、回収不能と考えられ、当該MBAで保管され、かつ、そのMBAの在庫から削除されるのが適当とみなされる、測定により確認された数量の核燃料物質を「保管廃棄」として廃棄するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、廃棄を行う場合には、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号、供給当事国等の確認を行い、第9章に定めるところにより必要な記録及び第10章に示す報告を行うものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、本研究炉管理センターにおいて、1ヶ月に0.01実効値を超える測定済廃棄物を廃棄しようとする場合は、あらかじめ原子力規制委員会に連絡するものとする。</p> <p><u>(保管廃棄再生の手続)</u></p> <p>第62条 計量管理責任者は、当該MBAに保管廃棄されている核燃料物質を使用する場合又は当該MBAから保管廃棄された核燃料物質を払い出す場合には、計量管理責任者の責任で、保管廃棄再生を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項に定める保管廃棄再生を行う場合は、原則としてこれに立会い、必要に応じ、第7章に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行い、第9章に定めるところにより必要な記録及び第10章に定める報告を行うものとする。</p> <p><u>(混合及び区分変更の手続)</u></p> <p>第63条 計量管理責任者は、供給当事国の異なる核燃料物質又は日米協定の新旧区分の異なる核燃料物質を混合する場合、原則としてこれに立会い、必要に応じ、第7章に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行うとともに、それぞれの核燃料物質の供給当事国の特定核分裂性物質の重量の比に応じて、混合された核燃料物質の供給当事国を配分して管理するものとし、第9章に定めるところにより必要な記録及び第10章に示す報告を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項に定める核燃料物質の混合を実施する場合には、原則としてこれに立会い、混合された核燃料物質の区分が変更した場合には、これを在庫変動として扱い、第9章に定めるところにより必要な記録及び第10章に示す報告を行うものとする。</p> <p><u>(事故損失又は増加の手続)</u></p> <p>第64条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失又は増加が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、これを事故損失又は事故増加とし、遅滞なくその原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認し、第9章に定めるところにより必要な記録及び第10章に示す報告を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項に定める事故損失又は事故増加が発生した場合若しくは生じたとみなされる場合は、速やかに原子力規制委員会へ報告するものとする。</p>	<p>(第3編全て削除)</p>	<p>・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更</p>

現 行	改 定 案	備 考
<p><u>(リバッチング手続)</u>                      第 65 条 計量管理責任者は、核燃料物質のバッチを組み替える必要がある場合は、原則としてこれに立会い、バッチの名称の変更、分割及び併合等のバッチの再構成を確認するとともに、必要に応じ、第 7 章に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行い、第 9 章に定めるところにより必要な記録及び第 10 章に示す報告を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 章 実在庫量の確認</u></p> <p><u>(実在庫量の確認)</u>                      第 66 条 計量管理責任者は、MBA 内の実在庫を確定するための調査（以下「棚卸し」という。）を実施するものとする。                      2 前項に定める棚卸しは、年に 1 回行うものとする。                      3 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA 内における核燃料物質の実在庫量及び在庫差（以下「MUF」という。）を確定するものとする。                      4 計量管理責任者は、前項により確定した実在庫量及び MUF について、評価及び解析を行うものとする。                      5 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果については、実在庫量を在庫記録に記録し、核燃料物質の収支計算をそれぞれの核燃料物質ごとに物質収支記録に記録及び第 10 章に示す報告を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 7 章 測定の方法及び測定機器の管理</u></p> <p><u>(測定の方法及び測定機器の管理)</u>                      第 67 条 計量管理責任者は、各 KMP において別表第三の一に定める測定を実施するものとする。                      なお、直接測定できない場合は、間接的に推定することができる方法に替えることができるものとする。                      2 計量管理責任者は、測定機器の精度を一定に維持・管理するために、必要な校正を定期的                      に実施し、必要な記録を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 8 章 供給当事国別の管理の方法</u></p> <p><u>(供給当事国別の管理方法)</u>                      第 68 条 計量管理責任者は、第 5 章及び第 6 章に定める核燃料物質の在庫変動が生じた場合及び棚卸しを実施した場合には、バッチごとに核燃料物質の種類ごとの供給当事国別管理区分の別を管理して、供給当事国別管理を行うものとする。                      2 計量管理責任者は、前項の場合には、第 9 章に定めるところにより供給当事国別管理に関</p>	<p>(第 3 編全て削除)</p>	<p>・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更</p>

株式会社東芝 研究炉管理センター 新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p><u>する必要な記録及び第 10 章に示す報告を行うものとする。</u></p> <p><u>(日米協定の新旧の区分管理手続)</u>  <u>第 69 条 供給当事国に米国を含む核燃料物質は、旧協定対象核燃料物質と新協定対象核燃料物質とを区分して管理するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 9 章 記録</u></p> <p><u>(計量管理記録及び記録の保存)</u>  <u>第 70 条 計量管理責任者は、核燃料物質の供給当事国別管理を含む第 5 章及び第 6 章に定める在庫変動記録並びに在庫記録及び収支記録を作成し、その記録を 10 年間本研究炉管理センターに保存するものとする。</u></p> <p><u>2 計量管理の記録事項及び記録時期は別表第三の三に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>3 計量管理責任者は、在庫変動記録及び在庫記録を作成するためのバッチデータを導き出すための基礎となる測定等のソースデータを記録するものとし、その内容は別表第三の一に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(訂正)</u>  <u>第 71 条 計量管理責任者は、計量管理記録の訂正を行う必要が生じた場合には、訂正を行うものとする。</u></p> <p><u>2 訂正を行う場合には、その原因及び当該核燃料物質の種類ごとの数量を記録するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 10 章 報告</u></p> <p><u>(報告)</u>  <u>第 72 条 計量管理責任者は、法律第 67 条第 1 項、第 61 条の 3 第 4 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条に基づく報告が、定められた時期までに原子力規制委員会へ報告されていることを確認するものとし、その主な報告事項並びに報告時期は、別表第三の四に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(コンサイスノート)</u>  <u>第 73 条 計量管理責任者は、前条に定める報告等を行う場合には、必要に応じてコンサイスノートにより補足説明するものとする。</u></p> <p><u>2 コンサイスノートにより補足説明を行う場合は、前条に定める各報告書に添付して行うものとする。</u></p> <p><u>(供給当事国別管理報告の選択)</u>  <u>第 74 条 計量管理責任者は、供給当事国別管理に関する在庫変動報告については、核燃料物質在庫変動供給当事国別明細報告書 (1) (OCR-1) を用い、在庫報告については、核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書 (1) (OCR-3) を用いるものとする。</u></p>	<p>(第 3 編全て削除)</p>	<p>・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更</p>



株式会社東芝 研究炉管理センター 新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 11 章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(供給当事国等の確認)</p> <p>第 75 条 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れる場合、当該核燃料物質についての供給当事国別管理に必要な場合には、当該核燃料物質の種類及び数量並びに供給当事国別管理に関する情報が予め連絡されていることを確認するものとする。</p> <p>(国際約束の履行)</p> <p>第 76 条 計量管理責任者は、本研究炉管理センターにおける核燃料物質について、当該核燃料物質の供給当事国政府が国際約束に基づき条件を付した場合には、その条件の範囲内で、当該核燃料物質の使用等が行われるよう計量管理するものとする。</p> <p>(連絡)</p> <p>第 77 条 計量管理責任者は、本研究炉管理センターにおける核燃料物質について、当該核燃料物質の在庫量又は年間移転量が 1 実効値を超えないよう計量管理するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項において、その実効値が 1 を超える必要が生じる場合には、国際原子力機関の事前同意を得るべく、速やかに原子力規制委員会にその旨を連絡するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、前項の規定により国際原子力機関の事前同意が得られる前に、当該核燃料物質の在庫量又は年間移転量が 1 実効値を超えないよう計量管理するものとする。</p> <p>4 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその 30 日前に、原子力規制委員会に、その旨を連絡するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規定は、平成 27 年 6 月 8 日から施行する。</p>	<p>(第 3 編全て削除)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、所長が別に定める日(平成 年 月 日)から施行する。</p>	<p>・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p>

現 行					改 定 案					備 考									
別表第三の一 本研究所におけるバッチ区分する方法及びソースデータ										(削除)					・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更				
KMP	KMP の記述	バッチに関する記述		ソースデータ	測定方法	バッチに関する記述		ソースデータ	測定方法	バッチに関する記述		ソースデータ	測定方法						
		バッチの定義	単位体の記述			バッチの定義	単位体の記述			バッチの定義	単位体の記述								
1	受け入れ	同一仕様の核燃料物質	容器等	(1) 同定番号 払出側のデータに基づく (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形狀	目視確認及び員数勘定等														
	保管廃棄再生	同一仕様の保管廃棄を行った核燃料物質	不定	(1) 化合物重量 (2) 元素重量 (3) 特定核分裂性物質重量 (4) 化学的形狀	目視確認及び必要に応じて重量測定														
	事故増加	同一仕様の核燃料物質	同上	同上	同上														
2	払出し	同一仕様の核燃料物質	容器等	(1) 同定番号 払出側のデータに基づく (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形狀	目視確認及び員数勘定等														
	廃棄	同一仕様の廃棄を行った核燃料物質	不定	(1) 化合物重量 (2) 元素重量 (3) 特定核分裂性物質重量 (4) 化学的形狀	目視確認及び必要に応じて重量測定														
	事故損失	同一仕様の核燃料物質	不定	同上	推定等														
A	在庫保管	KMP1に同じ	KMP1に同じ	KMP1に同じ	KMP1に同じ														

現 行	改 定 案	備 考																																													
<p>別表第三の二 (1) 核燃料物質の物理的、化学的性状等の状態を表す略号</p> <p>第1種キーワード：物理的性状</p> <table border="1" data-bbox="103 436 1199 1642"> <thead> <tr> <th>キーワード</th> <th>説 明</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料体</td> <td>完成した燃料体。即ち、原子炉に使用する集合体、バンドル</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>燃料要素</td> <td>燃料体の要素。即ち、ピン、プレート</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>粉末</td> <td>粉末（非セラミック）。セラミック質の酸化物及び炭化物以外のあらゆる粉末状物質</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>粉末、セラミック</td> <td>セラミック質の粉末。セラミック燃料用として特に製造した、高熱処理酸化物又は炭化物</td> <td>G</td> </tr> <tr> <td>形成物、グリーン</td> <td>焼結処理に先立って、セラミック質の粉末と膠結剤との混合物を圧縮又は粒状化として形成したグリーン・ペレット及びグリーン粒子</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>セラミック</td> <td>セラミック・ペレット及びセラミック粒子。デボンド処理及び焼結処理したもの</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>被覆粒子</td> <td>被を施した粒子。保護被覆、たとえば、SiC被覆を施したセラミック粒子</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>固体、その他</td> <td>上記に指定したもの以外の固体物質 (1)。たとえばインゴット、ピレット、押出し成形物、小片。但し混合物でないもの (2)</td> <td>φ</td> </tr> <tr> <td>液体</td> <td>水溶液及び有機性又はその他の液体</td> <td>N</td> </tr> <tr> <td>残査/スクラップ</td> <td>生産の過程で生じた残査及びスクラップでリサイクル又は回収され得るもの</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>密封線源</td> <td>永久にカプセルで包んだ核分裂性物質から成る放射線源</td> <td>QS (3)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物、固体</td> <td>処分するつもり of 固体廃棄物</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>廃棄物、液体</td> <td>処分するつもり of 液体廃棄物</td> <td>U</td> </tr> <tr> <td>小試料、小試片</td> <td>1個のバッチにまとめられた解析用試料又は試片 (4)</td> <td>V</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (1) UF<sub>6</sub> (六価) は、この区分に含めなければならない。</p> <p>(2) 混合固体物質は、それぞれ適当と思われるR、T又はVの区分に含めなければならない。</p> <p>(3) 第2種キーワードは使用しない。</p> <p>(4) 1個のバッチとして保存される小試料は化学的形態や品質にかかわらずVφAE又はVφAMとコード化し、品質管理又はNDAの標本のために1個のバッチとして保存されているものはVφABとコード化すべきである。</p>	キーワード	説 明	コード	燃料体	完成した燃料体。即ち、原子炉に使用する集合体、バンドル	B	燃料要素	燃料体の要素。即ち、ピン、プレート	D	粉末	粉末（非セラミック）。セラミック質の酸化物及び炭化物以外のあらゆる粉末状物質	F	粉末、セラミック	セラミック質の粉末。セラミック燃料用として特に製造した、高熱処理酸化物又は炭化物	G	形成物、グリーン	焼結処理に先立って、セラミック質の粉末と膠結剤との混合物を圧縮又は粒状化として形成したグリーン・ペレット及びグリーン粒子	H	セラミック	セラミック・ペレット及びセラミック粒子。デボンド処理及び焼結処理したもの	J	被覆粒子	被を施した粒子。保護被覆、たとえば、SiC被覆を施したセラミック粒子	K	固体、その他	上記に指定したもの以外の固体物質 (1)。たとえばインゴット、ピレット、押出し成形物、小片。但し混合物でないもの (2)	φ	液体	水溶液及び有機性又はその他の液体	N	残査/スクラップ	生産の過程で生じた残査及びスクラップでリサイクル又は回収され得るもの	R	密封線源	永久にカプセルで包んだ核分裂性物質から成る放射線源	QS (3)	廃棄物、固体	処分するつもり of 固体廃棄物	T	廃棄物、液体	処分するつもり of 液体廃棄物	U	小試料、小試片	1個のバッチにまとめられた解析用試料又は試片 (4)	V	<p>(削除)</p>	<p>・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更</p>
キーワード	説 明	コード																																													
燃料体	完成した燃料体。即ち、原子炉に使用する集合体、バンドル	B																																													
燃料要素	燃料体の要素。即ち、ピン、プレート	D																																													
粉末	粉末（非セラミック）。セラミック質の酸化物及び炭化物以外のあらゆる粉末状物質	F																																													
粉末、セラミック	セラミック質の粉末。セラミック燃料用として特に製造した、高熱処理酸化物又は炭化物	G																																													
形成物、グリーン	焼結処理に先立って、セラミック質の粉末と膠結剤との混合物を圧縮又は粒状化として形成したグリーン・ペレット及びグリーン粒子	H																																													
セラミック	セラミック・ペレット及びセラミック粒子。デボンド処理及び焼結処理したもの	J																																													
被覆粒子	被を施した粒子。保護被覆、たとえば、SiC被覆を施したセラミック粒子	K																																													
固体、その他	上記に指定したもの以外の固体物質 (1)。たとえばインゴット、ピレット、押出し成形物、小片。但し混合物でないもの (2)	φ																																													
液体	水溶液及び有機性又はその他の液体	N																																													
残査/スクラップ	生産の過程で生じた残査及びスクラップでリサイクル又は回収され得るもの	R																																													
密封線源	永久にカプセルで包んだ核分裂性物質から成る放射線源	QS (3)																																													
廃棄物、固体	処分するつもり of 固体廃棄物	T																																													
廃棄物、液体	処分するつもり of 液体廃棄物	U																																													
小試料、小試片	1個のバッチにまとめられた解析用試料又は試片 (4)	V																																													

現 行	改 定 案	備 考																																																																					
<p>別表第三の二 (2) 核燃料物質の物理的、化学的形狀等の状態を表す略号</p> <p>第2種キーワード：化学的形狀</p> <table border="1" data-bbox="145 424 1234 1803"> <thead> <tr> <th>キーワード</th> <th>説 明</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単体</td> <td>合金でない金属</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>フッ化物</td> <td>フッ化物 (ヘクス以外のもの)</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>ヘクス</td> <td>六フッ化物</td> <td>G</td> </tr> <tr> <td>硝酸塩</td> <td></td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>ADU</td> <td>重ウラン酸アンモニウム</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>二酸化物</td> <td></td> <td>Q</td> </tr> <tr> <td>三酸化物</td> <td></td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>酸化物 (3/8)</td> <td>M<sub>2</sub>O<sub>3</sub>化学式を持つ酸化物</td> <td>U</td> </tr> <tr> <td>他の酸化物</td> <td>混合物を含む他の酸化物 (1)</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>酸化物、毒物</td> <td>核的毒物を含む酸化物又は酸化物の組合せ</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td>炭化物</td> <td></td> <td>W</td> </tr> <tr> <td>酸化物/黒鉛</td> <td>酸化物/黒鉛、混合物、たとえばHTR燃料</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>炭化物/黒鉛</td> <td>炭化物/黒鉛、混合物、たとえばHTR燃料</td> <td>Y</td> </tr> <tr> <td>窒化物</td> <td></td> <td>Z</td> </tr> <tr> <td>有機物</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>他の化合物</td> <td>他の化合物、塩類及びその混合物</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム合金</td> <td>アルミニウム/ケイ素を含むアルミニウム合金</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ケイ素合金</td> <td>ケイ素合金、ケイ化物</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ジルコニウム合金</td> <td>ジルコニウム合金</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>モリブデン及びチタン合金</td> <td>モリブデン及びチタンの二元及び三元合金</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>他の合金</td> <td></td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>雑品目</td> <td>1つのバッチとしてまとめられたいろいろな化学的形態の物質 (解析用試料と試片)</td> <td>φ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (1) これは、同じ元素の異なった酸化物の混合物を意味する。</p>	キーワード	説 明	コード	単体	合金でない金属	D	フッ化物	フッ化物 (ヘクス以外のもの)	E	ヘクス	六フッ化物	G	硝酸塩		J	ADU	重ウラン酸アンモニウム	K	二酸化物		Q	三酸化物		T	酸化物 (3/8)	M <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 化学式を持つ酸化物	U	他の酸化物	混合物を含む他の酸化物 (1)	R	酸化物、毒物	核的毒物を含む酸化物又は酸化物の組合せ	V	炭化物		W	酸化物/黒鉛	酸化物/黒鉛、混合物、たとえばHTR燃料	X	炭化物/黒鉛	炭化物/黒鉛、混合物、たとえばHTR燃料	Y	窒化物		Z	有機物		1	他の化合物	他の化合物、塩類及びその混合物	2	アルミニウム合金	アルミニウム/ケイ素を含むアルミニウム合金	3	ケイ素合金	ケイ素合金、ケイ化物	4	ジルコニウム合金	ジルコニウム合金	5	モリブデン及びチタン合金	モリブデン及びチタンの二元及び三元合金	6	他の合金		7	雑品目	1つのバッチとしてまとめられたいろいろな化学的形態の物質 (解析用試料と試片)	φ	<p>(削除)</p>	<p>・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更</p>
キーワード	説 明	コード																																																																					
単体	合金でない金属	D																																																																					
フッ化物	フッ化物 (ヘクス以外のもの)	E																																																																					
ヘクス	六フッ化物	G																																																																					
硝酸塩		J																																																																					
ADU	重ウラン酸アンモニウム	K																																																																					
二酸化物		Q																																																																					
三酸化物		T																																																																					
酸化物 (3/8)	M <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 化学式を持つ酸化物	U																																																																					
他の酸化物	混合物を含む他の酸化物 (1)	R																																																																					
酸化物、毒物	核的毒物を含む酸化物又は酸化物の組合せ	V																																																																					
炭化物		W																																																																					
酸化物/黒鉛	酸化物/黒鉛、混合物、たとえばHTR燃料	X																																																																					
炭化物/黒鉛	炭化物/黒鉛、混合物、たとえばHTR燃料	Y																																																																					
窒化物		Z																																																																					
有機物		1																																																																					
他の化合物	他の化合物、塩類及びその混合物	2																																																																					
アルミニウム合金	アルミニウム/ケイ素を含むアルミニウム合金	3																																																																					
ケイ素合金	ケイ素合金、ケイ化物	4																																																																					
ジルコニウム合金	ジルコニウム合金	5																																																																					
モリブデン及びチタン合金	モリブデン及びチタンの二元及び三元合金	6																																																																					
他の合金		7																																																																					
雑品目	1つのバッチとしてまとめられたいろいろな化学的形態の物質 (解析用試料と試片)	φ																																																																					

現 行	改 定 案	備 考																																																												
<p>別表 第三の二 (3) 核燃料物質の物理的、化学的形狀等の状態を表す略号</p> <p>第3種キーワード：封じ込め</p> <table border="1" data-bbox="124 426 1228 1759"> <thead> <tr> <th>キーワード</th> <th>説 明</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容器なし</td> <td>容器に入っていない物質。独立した単位体（クレート梱包していない燃料体及び燃料要素を含む） (1)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>単位燃料</td> <td>個々の単位燃料及び燃料要素。出荷又は貯蔵用容器に入っているもの</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>フラスコ</td> <td>被照射燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽したフラスコ（キャスク）</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>原子炉、炉内（燃料体のみ）</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>目盛付ベッセル</td> <td>プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク（目盛付）</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>目盛なしベッセル</td> <td>同上（目盛なし）、パイプ</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>トレイ</td> <td>オープン・トレイ、ラック、スキップ</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>鳥かご</td> <td>特製の、臨界に関し安全な容器</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容積によって分類される貯蔵用容器 (2)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">“コンテナ” 容量範囲</td> <td>試料びん及び他の小さな容器 &lt;0.5ℓ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>びん、ファイバーパック、缶 0.5～1ℓ</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>びん、ファイバーパック、缶 &gt;1～5ℓ</td> <td>G</td> </tr> <tr> <td>びん、ファイバーパック、UF6 シリンダ &gt;5～10ℓ</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>ファイバーパック、缶 &gt;10～15ℓ</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>ファイバーパック、ドラム缶 &gt;15～20ℓ</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>ドラム缶 &gt;20～50ℓ</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td>ドラム缶 &gt;50～100ℓ</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>ドラム缶、樽 &gt;100～200ℓ</td> <td>N</td> </tr> <tr> <td>ドラム缶、樽 &gt;200～500ℓ</td> <td>Q</td> </tr> <tr> <td>UF<sub>6</sub> シリンダ 2 t, &gt;500～1,000ℓ</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>UF<sub>6</sub> シリンダ 10, 14 t, &gt;1,000～5,000ℓ</td> <td>U</td> </tr> <tr> <td>より大きな容器、たとえばタンク車 &gt;5,000ℓ</td> <td>V</td> </tr> <tr> <td>その他の容器</td> <td>その他の容器</td> <td>φ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (1) 冷却池にある容器なしの被照射燃料はこの区分と見なす。  (2) 容器の種類は、表示のもののみとする。更に容積によって分類している。</p>	キーワード	説 明	コード	容器なし	容器に入っていない物質。独立した単位体（クレート梱包していない燃料体及び燃料要素を含む） (1)	1	単位燃料	個々の単位燃料及び燃料要素。出荷又は貯蔵用容器に入っているもの	2	フラスコ	被照射燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽したフラスコ（キャスク）	3	炉内	原子炉、炉内（燃料体のみ）	4	目盛付ベッセル	プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク（目盛付）	5	目盛なしベッセル	同上（目盛なし）、パイプ	6	トレイ	オープン・トレイ、ラック、スキップ	7	鳥かご	特製の、臨界に関し安全な容器	8	容積によって分類される貯蔵用容器 (2)		—	“コンテナ” 容量範囲	試料びん及び他の小さな容器 <0.5ℓ	A	びん、ファイバーパック、缶 0.5～1ℓ	E	びん、ファイバーパック、缶 >1～5ℓ	G	びん、ファイバーパック、UF6 シリンダ >5～10ℓ	H	ファイバーパック、缶 >10～15ℓ	J	ファイバーパック、ドラム缶 >15～20ℓ	K	ドラム缶 >20～50ℓ	L	ドラム缶 >50～100ℓ	M	ドラム缶、樽 >100～200ℓ	N	ドラム缶、樽 >200～500ℓ	Q	UF <sub>6</sub> シリンダ 2 t, >500～1,000ℓ	R	UF <sub>6</sub> シリンダ 10, 14 t, >1,000～5,000ℓ	U	より大きな容器、たとえばタンク車 >5,000ℓ	V	その他の容器	その他の容器	φ	<p>(削除)</p>	<p>・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更</p>
キーワード	説 明	コード																																																												
容器なし	容器に入っていない物質。独立した単位体（クレート梱包していない燃料体及び燃料要素を含む） (1)	1																																																												
単位燃料	個々の単位燃料及び燃料要素。出荷又は貯蔵用容器に入っているもの	2																																																												
フラスコ	被照射燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽したフラスコ（キャスク）	3																																																												
炉内	原子炉、炉内（燃料体のみ）	4																																																												
目盛付ベッセル	プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク（目盛付）	5																																																												
目盛なしベッセル	同上（目盛なし）、パイプ	6																																																												
トレイ	オープン・トレイ、ラック、スキップ	7																																																												
鳥かご	特製の、臨界に関し安全な容器	8																																																												
容積によって分類される貯蔵用容器 (2)		—																																																												
“コンテナ” 容量範囲	試料びん及び他の小さな容器 <0.5ℓ	A																																																												
	びん、ファイバーパック、缶 0.5～1ℓ	E																																																												
	びん、ファイバーパック、缶 >1～5ℓ	G																																																												
	びん、ファイバーパック、UF6 シリンダ >5～10ℓ	H																																																												
	ファイバーパック、缶 >10～15ℓ	J																																																												
	ファイバーパック、ドラム缶 >15～20ℓ	K																																																												
	ドラム缶 >20～50ℓ	L																																																												
	ドラム缶 >50～100ℓ	M																																																												
	ドラム缶、樽 >100～200ℓ	N																																																												
	ドラム缶、樽 >200～500ℓ	Q																																																												
	UF <sub>6</sub> シリンダ 2 t, >500～1,000ℓ	R																																																												
	UF <sub>6</sub> シリンダ 10, 14 t, >1,000～5,000ℓ	U																																																												
	より大きな容器、たとえばタンク車 >5,000ℓ	V																																																												
その他の容器	その他の容器	φ																																																												

現 行		改 定 案		備 考																																									
<p>別表第三の二 (4) 核燃料物質の物理的、化学的形狀等の状態を表す略号</p> <p>第4種キーワード：照射状況／品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">キーワード</th> <th rowspan="2">説 明</th> <th colspan="2">コード (1)</th> </tr> <tr> <th>非照射</th> <th>被照射</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">燃料のみ - 照射状況</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>新しい燃料体又は集合体</td> <td>F</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照射済み燃料</td> <td>被照射燃料。再処理前のもの</td> <td></td> <td>G</td> </tr> <tr> <td colspan="4">その他の物質 - 品質／照射状況 (2)</td> </tr> <tr> <td>製品</td> <td>サンプルの採取はできないが、しかし非破壊測定は可能である製品 (完成した燃料体以外のもの)</td> <td>A</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>純粹、安定</td> <td>物理的・化学的な安定度及び純度を厳密に規定した仕様に従って生成した均質の物質 (たとえば、製品、中間製品、一部の供給物質)</td> <td>B</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>純粹</td> <td>幾分非均質又は不安定ではあるが、高純度仕様に合致する物質 (3) (たとえば、一部の中間生成物、きれいなスクラップ及びリサイクル物質。供給物質)</td> <td>C</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>非均質</td> <td>純度仕様には合致しないが全般的に類似の仕様をもつ非均質物質 (たとえば、ほとんどのスクラップ及びリサイクル物質)</td> <td>D</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td>各種組成のもの</td> <td>核物質含有量が低いと思われる、各種の及び／又は混合組成の非均質物質 (たとえば、汚染スクラップ、裁断破片、廃棄物)</td> <td>E</td> <td>M</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (1) 照射状況に従って1つの文字のみを選ぶ。                  (2) ここでいう被照射物質とは、原子炉中の照射で生じた核分裂生成物がまだ分離されていない物質をいう。                  (3) 溶解槽の溶解液は、被照射物質であることを表す適当なコードを使ってこの区分に含めなければならない。</p>		キーワード	説 明	コード (1)		非照射	被照射	燃料のみ - 照射状況				新燃料	新しい燃料体又は集合体	F		照射済み燃料	被照射燃料。再処理前のもの		G	その他の物質 - 品質／照射状況 (2)				製品	サンプルの採取はできないが、しかし非破壊測定は可能である製品 (完成した燃料体以外のもの)	A	H	純粹、安定	物理的・化学的な安定度及び純度を厳密に規定した仕様に従って生成した均質の物質 (たとえば、製品、中間製品、一部の供給物質)	B	J	純粹	幾分非均質又は不安定ではあるが、高純度仕様に合致する物質 (3) (たとえば、一部の中間生成物、きれいなスクラップ及びリサイクル物質。供給物質)	C	K	非均質	純度仕様には合致しないが全般的に類似の仕様をもつ非均質物質 (たとえば、ほとんどのスクラップ及びリサイクル物質)	D	L	各種組成のもの	核物質含有量が低いと思われる、各種の及び／又は混合組成の非均質物質 (たとえば、汚染スクラップ、裁断破片、廃棄物)	E	M	(削除)	<p>・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更</p>
キーワード	説 明			コード (1)																																									
		非照射	被照射																																										
燃料のみ - 照射状況																																													
新燃料	新しい燃料体又は集合体	F																																											
照射済み燃料	被照射燃料。再処理前のもの		G																																										
その他の物質 - 品質／照射状況 (2)																																													
製品	サンプルの採取はできないが、しかし非破壊測定は可能である製品 (完成した燃料体以外のもの)	A	H																																										
純粹、安定	物理的・化学的な安定度及び純度を厳密に規定した仕様に従って生成した均質の物質 (たとえば、製品、中間製品、一部の供給物質)	B	J																																										
純粹	幾分非均質又は不安定ではあるが、高純度仕様に合致する物質 (3) (たとえば、一部の中間生成物、きれいなスクラップ及びリサイクル物質。供給物質)	C	K																																										
非均質	純度仕様には合致しないが全般的に類似の仕様をもつ非均質物質 (たとえば、ほとんどのスクラップ及びリサイクル物質)	D	L																																										
各種組成のもの	核物質含有量が低いと思われる、各種の及び／又は混合組成の非均質物質 (たとえば、汚染スクラップ、裁断破片、廃棄物)	E	M																																										

現 行			改 定 案	備 考
別表第三の三 計量管理記録			(削除)	・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更
記録名	記録事項	記録時期		
在庫変動記録	(1) MBA名 (2) 在庫変動の日付 (3) 在庫変動の原因 (4) 受入れ又は払出し相手のMBA名 (5) KMP名 (6) バッチ符号 (7) バッチの単位体数 (8) バッチの物理的、化学的形狀等の略号 (9) 核燃料物質の種類 (10) 核燃料物質の種類毎の元素重量及び特定核分裂性物質重量 (11) 測定のベース (12) 供給当事国別管理区分 (13) 供給当事国別管理区分毎の元素重量及び特定核分裂性物質重量	受入れ時 払出し時 廃棄時 事故損失又は事故増加時 混合及び区分変更時		
在庫記録	(1) MBA名 (2) 棚卸し実施日時 (3) KMP名 (4) バッチ符号 (5) バッチ単位体数 (6) バッチの物理的、化学的形狀等の略号 (7) 核燃料物質の種類 (8) 核燃料物質の種類毎の元素重量及び特定核分裂物質重量 (9) 測定のベース (10) 供給当事国別管理区分 (11) 供給当事国別管理区分毎の元素重量及び特定分裂性物質重量	棚卸し時		
核燃料物質収支記録	(1) MBA名 (2) 核燃料物質の収支を集計した期間 (3) 期首在庫量 (4) 核燃料物質の収支を集計した期間における在庫変動の原因及び在庫変動量 (5) 期末在庫量	棚卸し時		

現 行				改 定 案	備 考				
別表第三の四 本研究炉管理センターにおける報告事項及び時期				(削除)	・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更				
No.	報告書名	提出時期	報告概要						
1	核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書 (ICR)	在庫変動が生じた日及びリバッチングを行った日の属する月の末日から15日以内	在庫変動(受入れ及び払出しの量等)及びリバッチング等についてMBAごとに報告						
2	核燃料物質実在庫量明細報告書 (PIL)	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	KMP別の実在庫量等についてMBAごとに報告						
3	核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 (OCR-1)	当該月の末日から30日以内	ICRのエントリー対応でバッチごとに供給当事国ごとの数量等について報告						
4	核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書 (OCR-3)	実在庫量の確認を終了した日から30日以内	PILのエントリー対応でバッチごとに供給当事国ごとの数量等について報告						
5	核燃料物質収支報告書 (MBR)	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	前回の実在庫量の確認から今回の実在庫量の確認までの期間の間の核燃料物質の収支についてMBAごとに報告						
6	核燃料物質受払計画等報告書	それぞれの当該期間の開始前まで <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">上期</td> <td style="text-align: center;">下期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11月30日</td> <td style="text-align: center;">5月31日</td> </tr> </table>	上期			下期	11月30日	5月31日	受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実務に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの上期及び7月1日から12月31日までの下期について報告
上期	下期								
11月30日	5月31日								
7	核燃料物質受払計画等変更報告書	変更する予定年月日の前月の25日まで	既に提出した上期No.6の報告書の記載内容に変更が生じたときはその内容について報告						
8	核燃料物質輸入(輸出)実施計画報告書	輸出にあつては梱包の1ヶ月前。輸入にあつては開梱の1ヶ月前又は本研究所到着の日の2週間前のいずれか早い方	核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合に、相手国名及び予定数量等について報告						
9	国際規制物資の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、国際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について届出						



株式会社東芝 研究炉管理センター 新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行				改 定 案	備 考								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>報告書名</th> <th>提出時期</th> <th>報告概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.</td> <td>サイト内建物報告書</td> <td>翌年の1月31日まで</td> <td>工場又は事業所ごとに、毎年12月31日におけるサイト内に存在する全ての建物について報告</td> </tr> </tbody> </table>				No.	報告書名	提出時期	報告概要	10.	サイト内建物報告書	翌年の1月31日まで	工場又は事業所ごとに、毎年12月31日におけるサイト内に存在する全ての建物について報告	(削除)	・核燃料物質の使用施設の廃止に伴う変更
No.	報告書名	提出時期	報告概要										
10.	サイト内建物報告書	翌年の1月31日まで	工場又は事業所ごとに、毎年12月31日におけるサイト内に存在する全ての建物について報告										